

令和7年12月定例月議会
令和7年12月17日
総務教育常任委員会
資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第110号	長浜市職員旅費支給条例の一部改正について	人事課	2

総務部

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第110号
所管局・課	人事課

長浜市職員旅費支給条例の一部改正について

1. 改正の趣旨・理由

職員が旅行（出張）する場合に支給する宿泊料について、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した額の支給を行うため、長浜市職員旅費支給条例の一部改正を行うものです。

2. 主な改正内容

- 宿泊料の増額（1夜につき）

※滋賀県旅費支給条例の宿泊料の額を参考にしています。

対象者	改正前	改正後	改定額
市長、副市長、教育長	13,300円	18,700円	5,400円増額
一般職の職員	10,900円	15,600円	4,700円増額

- 本条例及び関係条例（長浜市証人等の実費弁償に関する条例）の文言調整

3. 施行期日

令和8年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

5. 参考

議員の旅費の額は、長浜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例において市長相当額とするとされています。そのため、本条例の改正により、議員の宿泊料も改定されます。

長浜市職員旅費支給条例の一部改正

新旧対照表

新	旧																		
(鉄道賃) 第8条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。 (1)～(3) (略)	(鉄道賃) 第8条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。 (1)～(3) (略)																		
(移転料) 第9条 (略) (1)～(3) (略)	(移転料) 第9条 (略) (1)～(3) (略)																		
2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。	2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。																		
3 (略)	3 (略)																		
別表第1 (第8条の6、第8条の7、第13条関係)	別表第1 (第8条の6、第8条の7、第13条関係)																		
宿泊料及び食卓料	宿泊料及び食卓料																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">宿泊料 (1夜につき)</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">市長等</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>18,700円</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一般職の職員</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>15,600円</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	市長等	<u>18,700円</u>	3,000円	一般職の職員	<u>15,600円</u>	2,200円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">宿泊料 (1夜につき)</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">市長等</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>13,300円</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一般職の職員</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>10,900円</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	市長等	<u>13,300円</u>	3,000円	一般職の職員	<u>10,900円</u>	2,200円
区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																	
市長等	<u>18,700円</u>	3,000円																	
一般職の職員	<u>15,600円</u>	2,200円																	
区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																	
市長等	<u>13,300円</u>	3,000円																	
一般職の職員	<u>10,900円</u>	2,200円																	

長浜市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

新旧対照表

新	旧
(実費弁償の額) 第3条 前条の規定により支給する旅費の額は、長浜市職員旅費支給条例（平成18年長浜市条例第47号）の一般職の職員に支給する額に相当する額とする。	(実費弁償の額) 第3条 前条の規定により支給する旅費の額は、長浜市職員旅費支給条例（平成18年長浜市条例第47号）別表第1の一般職の職員に支給する額に相当する額とする。ただし、市内に居住する証人等で出頭又は参加する場所が市内である場合の旅費は、日当のみとする。